

高蔵寺永代供養合祀墓使用規則

第一条（規定）

高蔵寺永代供養合祀墓を使用される方は、この規則の定めに従っていただくものとします。

第二条（使用目的）

高蔵寺永代合供養祀墓は焼骨の埋葬の用に供する目的以外には使用できません。

第三条（使用資格及び譲渡、転貸の禁止）

- 1，使用資格は管理者の承諾を得た方が有するものとします。
- 2，使用資格は第三者への譲渡ならびに転貸を禁止します。

第四条（お申込み手続き）

- 1，使用申込書提出後、永代使用料ならびに供養料のお支払い、使用規則同意書兼合祀自認書および申込者本人確認書類を提出頂きます。
- 2，使用申込書の記載事項に変更があった場合は、訂正の旨を速やかに届け出て下さい。

第五条（永代供養）

永代供養とは永代使用料ならびに供養料の一部運用によって、管理者がお盆、春秋彼岸の年3回の法要供養を寺院が続く限り行います。

第六条（納入金の返還）

納入された永代使用料ならびに供養料は理由の如何によらず返還いたしません。

第七条（お遺骨の返還）

本永代合祀墓は各カロートに複数のお遺骨を合祀するため、お遺骨が高蔵寺に到着した時点で理由の如何によらず返還いたしません。

第八条（埋葬供養および埋葬時期）

- 1，供養方法は高蔵寺（真言宗智山派）の作法に則り執り行います。
- 2，原則として月に一度高蔵寺が定めた日時に読経供養の後、埋葬致します。（毎月末日予定）
- 3，遠隔地の利用者へのサービスの一環として埋葬供養の様子を動画公開する場合があります。ただし個人を特定できる情報は削除いたします。

第九条（埋葬・改葬について）

埋葬並びに改葬の際は所轄官庁が発行する埋葬許可書を管理者に提出して下さい。埋葬許可書の無いお遺骨は当合祀墓の使用が出来ません。改葬の場合も同様に改葬許可書を提出して下さい。

第十条（生前予約の方の埋葬および改葬）

- 1，生前予約の方には使用承諾書を発行致します。埋葬の際は所轄官庁の発行する埋葬許可証に使用承諾書を添えて管理者に提出下さい。
- 2，改装の方には使用承諾書および必要に応じて受入証明書を発行致します。所轄官庁の発行する改葬許可証に使用承諾書を添えて管理者に提出下さい。

第十一条（埋葬者の制限および永代使用料ならびに供養料）

- 1，使用者が届け出た以外の埋葬は出来ません。
- 2，1名10万円といたします。
- 3，複数の場合も人数分の永代使用料ならびに供養料を納入し、使用することが可能です。

第十二条（使用資格の喪失）

下記の項目に該当するときは高蔵寺永代供養合祀墓の使用を取り消します。

- 1，使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。
- 2，その他、本使用規則に違反したとき。

第十三条（規則に定めのない事項）

前各条項に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度管理者が定めることにいたします。

第十四条（規則の改正）

墓地埋葬法に関する法律等、現行法規が改正された場合、高蔵寺が運用に支障をきたすと判断した場合、本規則は改正されることがあります。

第十五条（委託）

高蔵寺は高蔵寺永代供養合祀墓の入墓者募集にかかわる一切の業務を株式会社TERRAIDに委託しております。